破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１０７号
埼玉県児玉郡上里町大字嘉美1126番地２　ＫＡＭＩＫＥＮ　ＡＰ－９　102号
破産者　黒澤　修二
1　決定年月日　平成24年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１５１号
長野県松本市波田6252番地２
破産者　髙山　直樹
1　決定年月日　平成24年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第１５８号
札幌市白石区東札幌４条２丁目４番１―101号、開始決定時の住所札幌市白石区本通２丁目北４番10号　レモンハイム202号
破産者　松下　　亮
1　決定年月日　平成24年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９９８号
北海道恵庭市中島町４丁目19番地の30
破産者　工藤　昌則
1　決定年月日　平成24年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９０２号
札幌市東区北19条東９丁目３番３―202号、破産手続開始決定時の住所札幌市東区北13条東10丁目２番１―202号
破産者　真藤　久子
1　決定年月日　平成24年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９５０号
札幌市清田区真栄２条２丁目10番22―303号
破産者　伊藤　孝吉
1　決定年月日　平成24年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３２８号
札幌市中央区南３条西７丁目３番地１　エンドレス三井607号
破産者　坂井　房江
1　決定年月日　平成24年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８１６号
仙台市若林区南小泉３丁目６番12号　ホワイトキャッスル南小泉ビレジＣ102
破産者　阿部一史朗
1　決定年月日　平成24年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３２号
福島県西白河郡西郷村大字小田倉字大平452番地36　ノーブルⅡ番館201、前住所福島県西白河郡西郷村大字真船字芝原198番地４
破産者　鈴木　　貢
1　決定年月日　平成24年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２３年（フ）第７４６号
埼玉県所沢市小手指町１丁目16番地の７　グローリーハイツ101
破産者　出口　一敏
1　決定年月日　平成24年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８２７号
埼玉県狭山市大字北入曽877番地の17、前住所埼玉県川越市新宿町３丁目９番地４　アルス川越701号室
破産者　橋口　功児
1　決定年月日　平成24年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３２０５号
神奈川県大和市柳橋２丁目３番地12　ガーデンクリア柳橋504号
破産者　本多　謙吾
1　決定年月日　平成24年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４１６号
愛知県大府市神田町３丁目246番地　バーシア北崎201号
破産者　伊與木敏二
1　決定年月日　平成24年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５１０号
愛知県常滑市大野町４丁目126番地
破産者　平野屋こと　平野　徳幸
1　決定年月日　平成24年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７５号
京都府与謝郡与謝野町字弓木1714番地６
破産者　山﨑　友彦
1　決定年月日　平成24年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２３年（フ）第１３１２号
神戸市中央区北野町１丁目５番26号　北野町マンション３－８号室、住民票上の住所神戸市須磨区青葉町２丁目２番６―506号　近江文男方
破産者　近江　信彦
1　決定年月日　平成24年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３９４号
神戸市長田区菅原通２丁目105番地の１　ワコーハイツ西神戸302号
破産者　梅田　　徹
1　決定年月日　平成24年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４４６号
奈良県大和郡山市額田部北町891番地３
破産者　中川　桂子
1　決定年月日　平成24年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所